

## 保育料の無償化を拡大します 【令和6年4月より】

羽曳野市では、子育て世代の負担軽減を更に進めます。

認可保育施設(保育園・認定こども園等)に通う第2子以降の保育料を全て無償とします。

### 【軽減例】

#### ○きょうだい3人の場合

	第1子	第2子	第3子
			
	小学生	1歳児	0歳児
令和5年度		半額	無償
<u>令和6年度</u>		<u>無償</u>	<u>無償</u>

#### ○きょうだい2人の場合

	第1子	第2子
		
	高校生	2歳児
令和5年度		半額
<u>令和6年度</u>		<u>無償</u>

### 【注意事項】

○きょうだいとしてカウントする対象は、生計が一緒であること。

○きょうだいが就学、療養等で別居している場合(例:学生寮で暮らす学生など)、「保育料の多子軽減に係る届出書」をご提出いただくと、生計が一緒であるきょうだいとしてカウントする場合があります。